

北上市告示甲第14号

北上市障害者等日中一時支援事業費補助金交付要綱（平成18年北上市告示第112号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月10日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前	改正後
<p>(補助金の額)</p> <p>第3 補助金の額は、利用者が利用した所要時間に応じ、別表第1に定める補助基準額に別表第3に定める補助割合を乗じて得た額（1円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、利用者のうち重症心身障害者等が、次に掲げる事業所が実施する日中一時支援事業を利用した場合においては、別表第2に定める補助基準額に別表第3に定める補助割合を乗じて得た額（1円未満の端数は、切り捨てる。）とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）別表第1の1のハ又は<u>第3の1のハ</u>に該当する通所支援を行う事業所</p>	<p>(補助金の額)</p> <p>第3 補助金の額は、利用者が利用した所要時間に応じ、別表第1に定める補助基準額に別表第3に定める補助割合を乗じて得た額（1円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、利用者のうち重症心身障害者等が、次に掲げる事業所が実施する日中一時支援事業を利用した場合においては、別表第2に定める補助基準額に別表第3に定める補助割合を乗じて得た額（1円未満の端数は、切り捨てる。）とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）別表第1の1のハ又は<u>第3の1のロ</u>に該当する通所支援を行う事業所</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	